

審 査 基 準 整 理 票

処分名	大津市営霊園の墓地使用料の還付		
根拠法令名	大津市営霊園条例（平成 5 年条例第 3 4 号）	（条項）第 1 3 条	
基準法令名	大津市営霊園条例（平成 5 年条例第 3 4 号）	（条項）第 1 3 条	
所管部署	市民部 戸籍住民課 施設管理係		
標準処理期間	7 日	法定処理期間	- 日
【審査基準】 ・文書の名称【 ・掲載図書等【 ・内容 ■全部記載 □一部・項目のみ記載 [大津市営霊園の墓地使用料の還付基準] 次のとおり、大津市営霊園条例第 1 3 条ただし書に規定する事由に該当した場合を基準とし、その場合における還付する金額は、次に定めるとおりとする。 使用者が使用許可を受けた後 7 年以内に墳墓を設置することなく墓地を返還したとき。半額。			

参 考

[根拠法令]

大津市営霊園条例

(使用料等の還付)

第13条 既納の使用料及び管理料は還付しない。ただし、使用者が使用許可を受けた後7年以内に墳墓を設置することなく墓地を返還したときは、既納の使用料の2分の1の額を還付する。

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。